

重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業指定第一号通所事業)

当事業者が提供するサービスの内容に関し、利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所概要

(施設経営法人)

法人名	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里	電話番号	0557-51-0888
法人の所在地	静岡県伊東市富戸1219番地の5	FAX番号	0557-51-5888
代表者職氏名	理事長 竹安 広峰	設立年月日	昭和61年7月14日

(ご利用事業所)

事業所の名称	いこいの園デイサービスセンター	電話番号	0557-51-8870
事業所所在地	伊東市富戸1219-9	FAX番号	0557-51-8875
管理者	青木 洋 弥	指定年月日	平成13年10月1日
事業所番号	静岡県指定 第2270400043号		
事業実施地域	伊東市		

2 職員の概要

令和6年6月1日現在

職種	配置人数
管理者	1名／常勤 計1名
生活相談員	3名／常勤（内3名は介護職兼務） 計3名
介護職員	2名／常勤 1名／非常勤 計3名
看護職員	1名／常勤 計1名
機能訓練指導員	1名／常勤 計1名

3 施設の概要

定員	●一般型25人（1単位）		
食堂及び機能訓練室	161.01㎡		
浴室	●一般浴槽3.24㎡ ●特殊浴槽1.61㎡		
その他の設備	●静養室6.90㎡ ●相談室3.69㎡	送迎車	4台

4 提供時間

- （1） 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日までを除きます。
- （2） 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとします。
- （3） サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分までとします。
ただし、非常災害時等やむを得ない場合は変更する場合があります。
- （4） サービス延長の有無 午後4時15分以降の延長は行いません。

5 運営方針

- (1) 個別サービス計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその利用者の立場に立ってサービスを提供します。
- (3) 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて必要な日常生活上の世話 及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (4) 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係各機関との密接な連携に努めます。

6 利用料金

- (1) 当事業所の通所介護サービスの提供(介護保険適用部分)に際し、利用者が負担する利用料金は、厚生労働大臣が定める額となり、法定代理受領サービスである場合は、「介護保険負担割合証」に記載された割合(1割、2割、3割)に基づきご負担いただきます。なお、介護保険被保険者証に支払い方法の変更の記載がある場合はその割合に基づくご負担をお願いいたします。ただし、介護保険の給付を超える部分のサービスについては全額自己負担になります。

基 本 料 金

【介護予防通所介護相当サービス(独自指定)】

	基本単位 (月あたり)	サービス提供 体制加算	合計
※通所型サービス(独自) 1月の中で5回以上			
事業対象者・ 要支援1	1,798単位	88単位	1,886単位
※通所型サービス(独自) 1月の中で9回以上			
事業対象者・ 要支援2	3,621単位	176単位	3,797単位

※利用回数が上記に満たない場合。

事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで (1回・436単位)

事業対象者・要支援2 1月の中で5回から8回まで (1回・447単位)

それぞれ、運動機能加算、サービス提供加算が同単位つきます。

■基本料金は、所定の単位に10円を乗じて得た額です。

- ①介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位数の1000分の92に相当する単位数の加算となります。
- ②その他、伊東市介護予防・日常生活支援総合事業に規定されるサービスを行った場合に、所定の料金を負担していただきます。

(2) その他の費用（介護保険適用外の費用）

食材料費	日常生活用品費
600円	実 費

(3) 料金モデルは、次のようになります。

《基本料金算出例》 介護時間 7 時間、運動機能向上加算 225 単位（月単位）

区 分	要支援 1	要支援 2
基本料金算出額 (A)	1,798円	3,621円
サービス提供体制強化加算 (I) (B)	88円	176円
利用者支払額／1ヶ月当たり (A) + (B)	1,886円	3,797円
介護職員処遇改善加算 (I) (C)	× 9.2%	
その他の費用	600円（1食当り）	

(4) 料金の支払方法

利用料は、1ヶ月ごとに計算し請求しますので、翌月の指定日までに、下記の方法でお支払いをお願いします。

① 利用者又はご家族の銀行口座からの引き落とし

②事業者の指定口座への振込み

※手数料は利用者負担となります。指定口座から自動引き落としができず振込をしていただく際も同様とします。

(5) キャンセル

ご都合により サービスをキャンセルする場合には、必ずお早めに当事業所に連絡して下さい。

(6) その他

利用者の被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、事業所は、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日当該に提示すれば差額の払い戻しを受けることができます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①当事業所の利用を希望される方は、当事業所にお申し込みください。当事業所の担当職員が利用者宅に伺い、サービスの内容等について説明いたします。

②この説明書により利用者からの同意を得た後、当事業所の通所介護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

③利用者が介護予防プランの作成を依頼している場合は、事前に事業者にご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の7日前までに申し出てください。

- ②当事業所のやむを得ない都合により、サービスの提供を終了させていただくことがあります。
この場合は、サービス終了の15日前までに、文書により利用者に通知します。
- ③利用者が他の介護保険施設に入所又は入院した場合、利用者の要介護認定区分が非該当(自立)、
且つ事業対象者にも該当しないときや利用者が死亡したときは、それぞれサービスは自動的に
終了となります。
- ④当事業所が、正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者
やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が閉鎖した場合、利用者
は、文書で通告することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ⑤利用者がサービスの利用料金を6ヶ月以上滞納し、再三の文書催告にもかかわらず利用料金を
支払わない場合や利用者が当事業所に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った
場合は、文書で利用者に通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合
があります。

8 サービスご利用に当たっての留意事項

当事業所の利用に当たっては、他のご利用者との共同生活の快適性、安全性を確保するため、施設・設備の利用及びご本人の行動にご配慮をお願いします。

9 サービスの内容

当事業所が、あなたに提供するサービス項目は以下のとおりです。

1 送 迎	2 運動機能訓練	3 入 浴	4 食 事	5 生活相談
6 レクリエーション・創作活動	7 その他			

サービスの提供は親切丁寧に行い、サービスの提供方法について、あなたに分かりやすいように説明します。

サービスの提供に用いる設備、備品等については、衛生、安全に常に注意を払います。

10 緊急時の対応方法

通所介護の提供中に、あなたに容体の変化があった場合は、速やかにあなたの主治医等に連絡します。なお、当事業所の嘱託医及び協力病院は下記のとおりです。

医 療 機 関 の 名 称	高野医院
所 在 地	伊東市荻398-1
診 療 科	内科

1 1 非常災害対策

非常時の対応	早期消火等を行うとともに、防災関係機関への即時連絡、職員連絡網による緊急招集を行い、防災対策規定に則り自主防衛隊を中心に、職員全員で火災、震災等から利用者、職員等の生命、身体、財産の保全を図ります。
地域との協力関係	地元消防団や自治会との緊密な関係維持に留意しています。
平常時の防災訓練等	毎月1回防災訓練を行い、非常時に備えた体制チェックをしています。 年2回総合防災訓練（地元消防団の参加を依頼していきます）
防災設備	防災設備関係業者に委託を行い、防火水槽、スプリンクラー、防災器具、消防署直結の警報装置や避難路等を整備、定期点検を実施します。 また、非常食（食糧や水）の備蓄を行い、定期点検を行います。
避難場所	火災発生時の避難場所は施設裏駐車場に避難します。地震・土砂災害発生時の避難場所は2階または3階に避難します。
消防計画等	消防署への消防計画の届出 令和6年4月24日 防火管理者 大多和恵子

1 2 感染症予防発生時の対応

当事業所では、感染症が発生し、またはまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

1 3 高齢者虐待防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施します。

当事業所では、虐待防止委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

1 4 苦情処理

利用者は、当事業所の通所介護サービスの提供について、いつでも苦情を申し出ることができます。利用者は、当事業所に苦情を申し立てたことによる何らの差別待遇を受けません。

（1）利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者は、下記の通りです。

苦情相談窓口	いこいの園デイサービスセンター 生活相談員 山口菜絵 TEL0557-51-8870
--------	--

苦情解決責任者	特別養護老人ホーム城ヶ崎いこいの園 園長 青木洋弥 TEL0557-51-0888
---------	---

次の機関にも苦情を申し立てることができます。

第 三 者 委 員	氏名	役職名	住所	電話
	佐々木 広雄	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 評議員	〒414-0002 伊東市湯川 4-1-18	0557- 36-4110
	大村 湊子	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 評議員	〒413-0231 伊東市富戸 980-1	0557- 51-9292
	正木 茂	社会福祉法人城ヶ崎いこいの里 監事	〒414-0053 伊東市荻 471-621	0557- 36-3447

その他、次の窓口等に苦情を申し立てることができます。

伊東市役所健康福祉部高齢者福祉課	伊東市大原 2-1-1 TEL0557-36-0111（代表） TEL0557-32-1563（直通） 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
静岡県国民健康保険団体連合会 （介護保険課）	静岡市葵区春日 2-4-34 TEL054-253-5590 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
静岡県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	静岡市葵区駿府町 1-70 TEL054-254-5248 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15

（２） 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

- ① サービス利用者より苦情があった際は、直ちに利用者から事情を聞き、内容を確認する。
- ② 苦情受付担当者は、利用者の苦情内容を速やかに苦情解決責任者へ報告する。
- ③ 苦情解決責任者は、苦情相談について担当者及び各職員に必要な応じて検討会議を実施させる。
- ④ 苦情及び相談についての記録を作成し、再発防止に努める。

（３） 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ① 苦情解決責任者は、利用者からの苦情に対し、対応が困難と判断される場合、事実確認をし、必要な応じて市町村または第三者委員に連絡・報告する。
- ② 苦情解決責任者は、担当者及び各職員から苦情相談に関して事実を確認し、必要な応じて再発防止に向け検討する。

（４） 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する仕組の状況	① あり	実施日	
		結果の開示	① あり ② なし
	② なし		
第三者による評価の状況	① あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	② なし		

1 5 事故発生時の対応について

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、その利用者の家族等市町村及びその利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

令和 年 月 日

(事業者)

事業所は、利用者へサービス提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 伊東市富戸1 2 1 9－9
名 称 いこいの園デイサービスセンター

説明者 _____ (印)

(利用者)

この説明書により、サービスに関する重要事項の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(家族代表者又は代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者からみた続柄 _____